

新潟県における市町村決定の都市計画に係る知事の協議の判断基準

平成 20 年 4 月 1 日施行
平成 29 年 4 月 1 日一部改正

1. 目的

この基準は、都市計画法（以下「法」という。）第 19 条第 3 項（法第 21 条第 2 項を準用する場合を含む。）の規定に基づき市町村から都市計画の決定等について協議された場合に、知事が的確な判断を迅速に行えるよう、判断基準を定めるものである。

また、「広域的な影響を与える可能性のある市町村決定の都市計画に関する事前調整要領」に基づく県の意見を決定する際にもこの基準を一部準用する。

2. 基本的な考え方

都市計画の決定に当たっては、市町村が中心となるべきであり、市町村の区域を超える特に広域的・根幹的な都市計画についてのみ、都道府県が決定するとされているとの認識のもと、協議にあたっては、この基準により同意・不同意又は異存の有無の判断を行うものとする。

なお、関係市町村及び関係機関等との協議調整、住民との合意形成等は、都市計画を定める市町村が主体となって行うべきものである。

3. 判断基準

3-1. 判断基準の観点

新潟県では、持続的な発展を可能とする魅力ある都市づくりを目指し、地域住民等と市町村が地域の特性を活かした新たな都市づくりを行えるよう「21 世紀新潟県都市政策ビジョン」において、都市づくりの基本的な方針と考え方を示すとともに、「広域都市計画マスタープラン」において、広域的な見地からの都市計画の基本的な方針を示している。

この「21 世紀新潟県都市政策ビジョン」及び「広域都市計画マスタープラン」の共通目標像である「コンパクトな都市」づくりと、その実現のための基本的な方針を踏まえ、法第 19 条第 4 項に規定されている以下の観点から、判断基準を定めるものとする。

(1) 一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点

- ・ 関係市町村に関する都市計画その他の計画及び施策との適合
- ・ 関係市町村の自然環境、生活環境や景観に与える影響
- ・ 公共施設等整備の増加や交通渋滞の激化等、関係市町村の公共施設等整備に与える影響 等

(2) 県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点

- ・ 都市計画区域マスタープランとの適合
- ・ 都市計画区域マスタープラン以外の県決定都市計画（都市施設等）との適合

3-2. 判断基準の構成

3-1に定める判断基準の観点から、全ての都市計画に共通する「共通事項」と都市計画の種類毎に異なる「種類別事項」で構成される判断基準を定め、この基準に適合する都市計画案に対して同意又は異存の無い旨の回答を行う。

また、市町村が都市計画を定めようとするときに、事前に整理しておくべき「前提条件」も判断基準に合わせて明記する。

| | |
|--------|---|
| ●前提条件 | ・都市計画を定めようとするときに、事前に整理しておくべき事項 |
| ●判断基準 | ・市町村が定めようとする都市計画に係る知事への協議に際して、都市計画案に対する判断の基準とする事項 |
| ◎共通事項 | ・判断基準のうち全ての都市計画に共通して定める事項 |
| ◎種類別事項 | ・判断基準のうち都市計画の種類別に定める事項 |

3-3. 判断基準を定める都市計画

判断基準を定める都市計画については、当面、次の種類について定めるものとする。その他の種類は、今後、必要に応じて追加するものとする。

1. 次に掲げる用途地域の決定又は、次に掲げる用途地域への変更に関する都市計画
(地区計画などにより特定大規模建築物の立地を制限する場合又は、地形条件などにより実質的に特定大規模建築物が立地できない場合を除く。)
 - ア 近隣商業地
 - イ 商業地域
 - ウ 準工業地域
2. 特定大規模建築物の立地を可能とする地区計画に関する都市計画
3. 次に掲げる都市施設
 - ア 卸売市場
 - イ 火葬場
 - ウ と畜場
 - エ 汚物処理場
 - オ ごみ焼却場
 - カ 建築基準法第51条に規定する「その他政令（建築基準法施行令）で定める処理施設」のうち、知事が広域的な影響を与える可能性があるとする都市施設

新潟県における市町村決定の都市計画に係る知事の協議の判断基準

1. 用途地域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域）

| 条件・基準の内容 | | 協議 | 広域調整 |
|---|--|----|------|
| 前提条件 | ○法第13条と適合していること | ○ | ○ |
| | ○法第18条の2の規定に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）に即したものであること（法第18条の2第4項） | ○ | ○ |
| | ○関係機関との調整が整っていること（法第2条、第19条第3項、新潟県都市計画基本方針第12章等） | ○ | △ |
| | ○関係法令と適合していること | ○ | △ |
| 判断基準 | 観点1（一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整） | | |
| | ◎共通事項 | | |
| | ○「新潟県都市計画基本方針」の都市づくりの基本理念（第2章）等に明らかに反していないこと | ○ | ○ |
| | ○「広域都市計画マスタープラン」の圏域計画に明らかに反していないこと | ○ | ○ |
| | ○関係市町村間の調整に関して問題がないこと | ○ | ○ |
| | ○県政の基本方針等に明らかに反していないこと | ○ | △ |
| | ○「国土利用計画（新潟県計画）」と適合していること | ○ | △ |
| | ○「新潟県土地利用基本計画」と適合していること | ○ | △ |
| | ◎種類別事項 | | |
| | ○「新潟県都市計画基本方針」の土地利用の方針（第7章）や土地利用と都市施設の連携（第9章）等に明らかに反していないこと | ○ | ○ |
| | ○「新潟県用途地域等指定運用方針」の用途地域の指定方針及び指定基準に明らかに反していないこと | ○ | ○ |
| | ○「新潟県環境基本計画」の施策等に明らかに反していないこと | ○ | △ |
| | ○「河川整備基本方針」、「河川整備計画」に明らかに反していないこと | ○ | △ |
| | ○「新潟県農業振興地域整備基本方針」に明らかに反していないこと | ○ | △ |
| | ○その他関係する計画に明らかに反していないこと | ○ | △ |
| 観点2（県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合） | | | |
| ◎共通事項 | | | |
| ○法第6条の2の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）と適合していること（法第15条第3項） | ○ | ○ | |
| ○都市計画区域マスタープラン以外の県決定都市計画と適合していること（法第15条第3項） | ○ | ○ | |

「協議」欄：都市計画法第19条第3項（法第21条第2項を準用する場合を含む。）の規定に基づき市町村から都市計画の決定等について協議された場合の判断基準。

「広域調整」欄：「広域的な影響を与える可能性のある市町村決定の都市計画に関する事前調整要領」に基づく県の意見を決定する際の判断基準。

○：各「条件・基準の内容」を判断基準とする。

△：広域調整は関係機関文書協議の前に行うものであるため基本的には考慮しないが、関係機関文書協議を行わずとも明らかに問題が生じることがあらかじめ判る場合には、考慮することができる。

新潟県における市町村決定の都市計画に係る知事の協議の判断基準

2. 地区計画（特定大規模建築物の立地を可能とする地区計画に関する地区計画）

| 条件・基準の内容 | | 協議 | 広域調整 |
|---|--|----|------|
| 前提条件 | ○法第12条の5及び第13条と適合していること | ○ | ○ |
| | ○法第18条の2の規定に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）に即したものであること（法第18条の2第4項） | ○ | ○ |
| | ○関係機関との調整が整っていること（法第2条、第19条第3項、新潟県都市計画基本方針第12章等） | ○ | △ |
| | ○関係法令と適合していること | ○ | △ |
| 判断基準 | 観点1（一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整） | | |
| | ◎共通事項 | | |
| | ○「新潟県都市計画基本方針」の都市づくりの基本理念（第2章）等に明らかに反していないこと | ○ | ○ |
| | ○「広域都市計画マスタープラン」の圏域計画に明らかに反していないこと | ○ | ○ |
| | ○関係市町村間の調整に関して問題がないこと | ○ | ○ |
| | ○県政の基本方針等に明らかに反していないこと | ○ | △ |
| | ○「国土利用計画（新潟県計画）」と適合していること | ○ | △ |
| | ○「新潟県土地利用基本計画」と適合していること | ○ | △ |
| | ◎種類別事項 | | |
| | ○「新潟県都市計画基本方針」の土地利用の方針（第7章）等に明らかに反していないこと | ○ | ○ |
| | ○「新潟県環境基本計画」の施策等に明らかに反していないこと | ○ | △ |
| | ○「新潟県農業振興地域整備基本方針」に明らかに反していないこと | ○ | △ |
| | ○その他関係する計画に明らかに反していないこと | ○ | △ |
| | 観点2（県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合） | | |
| ◎共通事項 | | | |
| ○法第6条の2の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）と適合していること（法第15条第3項） | ○ | ○ | |
| ○都市計画区域マスタープラン以外の県決定都市計画と適合していること（法第15条第3項） | ○ | ○ | |

「協議」欄：都市計画法第19条第3項（法第21条第2項を準用する場合を含む。）の規定に基づき市町村から都市計画の決定等について協議された場合の判断基準。

「広域調整」欄：「広域的な影響を与える可能性のある市町村決定の都市計画に関する事前調整要領」に基づく県の意見を決定する際の判断基準。

○：各「条件・基準の内容」を判断基準とする。

△：広域調整は関係機関文書協議の前に行うものであるため基本的には考慮しないが、関係機関文書協議を行わずとも明らかに問題が生じることがあらかじめ判る場合には、考慮することができる。

新潟県における市町村決定の都市計画に係る知事の協議の判断基準

3. 都市施設（卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他処理施設）

| 条件・基準の内容 | | 協議 | 広域調整 |
|---|--|----|------|
| 前提条件 | ○都市計画法第13条と適合していること | ○ | ○ |
| | ○法第18条の2の規定に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）に即したものであること（法第18条の2第4項） | ○ | ○ |
| | ○関係機関との調整が整っていること（法第19条第3項、第23条第6項、新潟県都市計画基本方針第12章等） | ○ | △ |
| | ○関係法令と適合していること | ○ | △ |
| 判断基準 | 観点1（一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整） | | |
| | ◎共通事項 | | |
| | ○「新潟県都市計画基本方針」の都市づくりの基本理念（第2章）等に明らかに反していないこと | ○ | ○ |
| | ○「広域都市計画マスタープラン」の圏域計画に明らかに反していないこと | ○ | ○ |
| | ○関係市町村間の調整に関して問題がないこと | ○ | ○ |
| | ○県政の基本方針等に明らかに反していないこと | ○ | △ |
| | ○「国土利用計画（新潟県計画）」と適合していること | ○ | △ |
| | ○「新潟県土地利用基本計画」と適合していること | ○ | △ |
| | ◎種類別事項 | | |
| | ○「新潟県都市計画基本方針」の都市施設の方針（第8章）等に明らかに反していないこと | ○ | ○ |
| | ○「新潟県環境基本計画」の施策等に明らかに反していないこと | ○ | △ |
| | ○土木部の基本方針の施策等に明らかに反していないこと | ○ | △ |
| | ○「新潟県資源循環型社会推進計画」の施策等に明らかに反していないこと | ○ | △ |
| | ○「新潟県農業振興地域整備基本方針」に明らかに反していないこと | ○ | △ |
| ○都市施設の配置が合理的で必要性が高いこと | ○ | △ | |
| ○その他関係する計画に明らかに反していないこと | ○ | △ | |
| 観点2（県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合） | | | |
| ◎共通事項 | | | |
| ○法第6条の2の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）と適合していること（法第15条第3項） | ○ | ○ | |
| ○都市計画区域マスタープラン以外の県決定都市計画と適合していること（法第15条第3項） | ○ | ○ | |

「協議」欄：都市計画法第19条第3項（法第21条第2項を準用する場合を含む。）の規定に基づき市町村から都市計画の決定等について協議された場合の判断基準。

「広域調整」欄：「広域的な影響を与える可能性のある市町村決定の都市計画に関する事前調整要領」に基づく県の意見を決定する際の判断基準。

○：各「条件・基準の内容」を判断基準とする。

△：広域調整は関係機関文書協議の前に行うものであるため基本的には考慮しないが、関係機関文書協議を行わずとも明らかに問題が生じることがあらかじめ判る場合には、考慮することができる。